

令和5年第2回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和5年2月14日（火）

午後1時30分開会

第2庁舎8階 801会議室

日程	議 題
第1	会議録署名委員の指名
第2	議案第1号 情緒障害を対象にした特別支援学級（固定級）の新設に関する請願書
第3	議案第4号 小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び令和5年度教育施策について
第4	議案第5号 小金井市公民館企画実行委員の委嘱について
第5	報告事項 1 令和4年度働き方改革キャンペーン月間について
	2 令和5年度海の移動教室について
	3 令和4年度小金井教育の日について
	4 玉川上水・小金井桜整備活用実施計画に関する東京都立農業高校との連携について
	5 小金井市行財政改革2025に基づく図書館緑分室及び公民館緑分館の委託化について
	6 その他
	7 今後の日程
第6	議案第6号 校長・副校長の任命（転任・新任）に係る内申について

議案第4号

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び令和5年度教育施策について

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び令和5年度教育施策を別紙のように定める。

令和5年2月14日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び令和5年度教育施策を定めるため、本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会の教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。

また、教育には、一人一人の子供が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

小金井市教育委員会は、このような考え方に立って、「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」の実現を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

小金井市教育委員会は、一人一人の子供が未来を創造する当事者として、活発な好奇心をもち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに成長することを願う。

- 自他の人権や多様な文化を尊重し、寛容で思いやりのある人
- 自ら学び協働して問題を解決していく、創造力豊かな人
- 地域社会の一員として、社会貢献できる人
- 健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく生きる人

の育成に向けた学校教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、個性が活かされ、より豊かな生活を営めるよう

- 自らを高める学習の機会の創出
- 学び合いの場、多様な交流の場の創出

が提供できるよう生涯学習を推進する。

そして、この学校教育と生涯学習の充実に向けて、家庭・学校及び地域が相互に連携・協力できる教育を推進する。

小金井市教育委員会の基本方針

【基本方針 1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められている。

このため、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針 2 「個性」と「創造力」の伸長】

子供たち一人一人が、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育み、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

このため、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針 3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちには、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養が求められている。

このため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

【基本方針 4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が、生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められている。

このため、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

令和 5 年度教育施策

小金井市教育委員会は、「教育目標」及び「基本方針」を実現するため「第 3 次明日の小金井教育プラン」、「第 4 次生涯学習推進計画」に基づき、総合的に教育施策を推進する。

1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

(1) 人権教育の推進

ア 人権教育に係る教員研修の実施

(7) 人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して相互に尊重し合い共存できる平和で豊かな社会を実現するため、全教員が「小金井市子どもの権利に関する条例」及び「小金井市男女平等基本条例」を理解し、教育活動全体を通じた組織的・計画的な人権教育推進体制を構築する。

(4) 児童・生徒の「よりよく生きたい」という意欲や願いを教員が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出し、信頼関係に基づいた指導を推進するため、すべての教員の人権感覚を磨き、人権課題についての理解と認識を深める教員研修を実施する。

イ いじめ防止対策推進条例の周知と運用

(7) 「小金井市いじめ防止対策推進条例」に基づき、小金井市及び学校が「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめはどこの学校にも起こりうるという認識の下、学校と家庭、地域社会が連携し、いじめをしない・見逃さないことを児童・生徒の心に浸透させる。

(4) 誰もが性別に関わりなく個人として対等に尊重され、一人一人に自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保される男女平等社会の実現を目指した教育を推進させる。

(2) 思いやりや公共心の育成

ア いじめ・不登校に関する対策

(7) 児童・生徒が抱える多様化・複雑化した課題の解決に向け、魅力ある学校づくりを進めるとともに教員の資質向上を図る。さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した組織的な相談体制を一層充実させ学校の教育相談機能の向上を図る。

(4) 不登校及び不登校傾向児童・生徒一人一人の状況改善に向け、個々のニーズを把握して対応できるよう、校内支援体制の強化を図る。また、個人指導ファイルを作成・活用し、不登校対策会議等に

において改善に向けて協議し、専門家からの見解も踏まえ、学校へ指導・助言する。

イ 体験活動・ボランティア活動の充実

- (7) 協力して役割を果たす大切さを考える集団宿泊活動、社会の一員である自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考えるボランティア活動、自然や動植物を愛し大切に作る心を育てる森林体験等の自然体験活動の充実を図る。小金井市気候非常事態宣言を受けての取組「ハチドリプロジェクト」において、児童・生徒が自分にできる取組を考え実践させる。
- (4) 幅広い年齢層の人々と接しながら、地域社会に対する愛着を高めるとともに、社会に貢献する態度を育てる地域行事への参加など、児童・生徒の道徳性を養う上で有効な体験活動の充実を図る。
- (7) 児童・生徒の豊かな学びの実現のために、地域住民による学校支援活動、放課後の教育活動、地域文化活動等の実施を支援する。

ウ 道徳教育の充実

- (7) 思いやりの心や公共心を着実に育むため、児童・生徒一人一人が道徳的価値について、考え、議論する道徳授業を展開できるよう指導・助言する。
- (4) 学校・保護者・地域社会が一体となって取り組む道徳教育に資するため、道徳の授業を公開する道徳授業地区公開講座の充実を図る。

2 「個性」と「創造力」の伸長

(1) 個性と創造力を伸ばす教育の推進

ア その子らしさを伸ばす教育の推進

- (7) 児童・生徒の表現力を高めるために、まず教員が児童・生徒の声に耳を傾け、しっかりと聴き、児童・生徒が自分の考えを安心して伝えることができる教育活動を展開する。
- (4) 学校の枠をこえて、児童・生徒が自分の考えや意見を表明する機会の充実を図る。

イ 読書活動・表現活動の充実

- (7) 学校図書館について、児童・生徒の自主的・協働的な学習活動を支援し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割を担う「学習センター」としての活用を推進する。
- (4) 学校図書館支援員を全校に配置し、各学校における朝読書や読書週間、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル等の活動の充実

を図るとともに、読書感想文コンクールを実施する。

ウ 国際社会を生きるための語学指導の充実

(7) 児童・生徒が外国語に触れる機会を充実させ、外国語を用いて主体的に自信をもって楽しくコミュニケーションしようとする授業を実現させるため、小・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置する。

(4) 帰国児童・生徒や外国籍の児童・生徒が、自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるよう、日本語の指導が必要な児童・生徒に対して日本語指導員を派遣する。

エ 個性や創造力を育むための文化的行事の充実

(7) 児童・生徒が自他のよさを見つけ合い、自己の成長を振り返ってよさを伸ばそうとする向上意欲につなげるため「連合作品展」「連合音楽会」を開催する。

(4) 児童・生徒の豊かな感性・情操を育てるため、より質の高い芸術に触れる機会として「オーケストラ鑑賞教室」「合唱鑑賞教室」等を開催する。

(2) 特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の充実

ア (仮称) 教育支援センターの設置

(7) 幼児期から学校卒業までのライフステージにおいて、切れ目のない支援として「一人一人の子どものその子らしさを最大限に伸ばす関わりをチームとして追求する教育支援」を展開する。

(4) 多様化・複雑化している児童・生徒が抱える不安や悩みの解決に向け、学校内の相談体制を充実させるとともに、教育相談等の総合窓口としての（仮称）教育支援センターの設置に向け、市の相談業務を集約、整備し、他の相談機関との連携強化を図る。

イ 特別支援教育の推進

(7) 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小井井市条例」の理解促進を図り、学校において「すべての人が幸せにくらせる「まち」を創るためのハンドブック」を活用した授業を実施させる。

(4) すべての教員が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童・生徒に対する組織的な対応を図るため特別支援教育研修会を充実する。

(7) 児童・生徒一人一人の障害の状態に応じた合理的配慮について検討し、適切な指導を実施するため、巡回相談、校内委員会を充実させる。

3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

(1) 確かな学力の確立

ア 個を伸ばす授業改善と学力向上

- (7) 教員の教科等の専門性や実践的指導力、幅広い識見を高め、授業力を一層向上させるため、全教員が授業を公開し、学習指導案や教材等の市内教員間での共有化を図る。
- (4) 「主体的・対話的で深い学び」を目指し、対話のある授業や探究的な授業を展開し、児童・生徒の実態に応じた柔軟な指導を推進するために、日々の授業を振り返り、授業改善推進プランを改定する。

イ 未来を創る力を育むICT活用の推進

- (7) ICT機器を日常的に授業で活用し、児童・生徒の認知特性や学習の到達度、興味・関心に応じた個別最適化された学びを実現する。
- (4) ICT機器を効果的に活用することで、児童・生徒に必要な知識を効率的に習得させ、課題発見学習や体験学習の充実を図る。
- (7) 発達段階に応じた情報モラル教育を実施し、情報の収集・取捨選択・発信等について適切・安全に行う力を高める指導の充実を図る。
- (4) 「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック（文部科学省）」を基に、ICT機器の活用による児童・生徒の健康面への影響等について配慮する。

(2) 健康・食育の推進

ア 体育・健康・安全教育の充実

- (7) 体力向上に取り組み、児童・生徒が主体的に運動やスポーツに親しむ態度を育てる。
- (4) 「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を踏まえた重点的な指導を通して、児童・生徒の体力向上を図る。
- (7) 自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うため、安全教育に加え、家庭・地域・医師会・関係機関と連携した、がん教育、救命講習、薬物乱用防止教室、生命（いのち）の安全教育を実施させる。
- (4) 部活動の維持・充実のために地域人材の活用等を計画的に進め、「部活動指導員」「部活動外部指導員」を配置する。

- (4) 「小金井市立小・中学校版感染症予防ガイドライン」に基づいた感染症対策を実施する。

イ 食育の推進

- (7) 食育を、生きる上での基本と捉え、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付ける。健全な食生活を実践できる児童・生徒を育てるため、食育リーダーを中心として学校教育活動全体を通じた食育の組織的・計画的な推進を図る。

- (4) 食育リーフレットを配布し、家庭における食生活の大切さの理解向上を図る。

- (7) 給食では、地場野菜を活用した共通献立を提供する。

ウ 給食関連整備

学校給食調理の民間委託によって生み出された財源を活用し、給食施設の充実を図るとともに、労働衛生環境改善のため、計画的に空調設備を設置する。

(3) 信頼される学校づくりの推進

ア コミュニティ・スクールの推進

- (7) 学校運営協議会を中心に、教育活動における学校・家庭・地域相互の連携・協力を推進し、社会に開かれた教育課程を実現する。

- (4) 地域学校協働本部とともに教育活動を支援する人材の確保に努め、児童・生徒の放課後の充実を図り、地域全体で児童・生徒を育てていく環境を構築する。

- (7) 学校の教育活動を積極的に保護者や地域に公開するとともに、学校評価の結果に基づいた学校運営の改善及び結果の公表を図り、透明性の高い学校運営を推進させる。

イ 学校施設の充実

子供たちの安全・安心な教育環境づくりに努めるとともに、地域住民の活動の場として、また災害時の避難所としての役割を果たすために、施設の適切な維持管理及び老朽化対策を進める。

ウ 通学路の安全確保

- (7) 児童・生徒の登下校時の安全を確保するため行政・警察・学校・PTA等による学区内の危険個所の点検を実施する。

- (4) 「子どもを見守る家 カンガルーのポケット」について、児童・生徒へのより一層の理解・啓発を図る。

- (7) 行政・警察・学校・PTAと連携し学区内の危険個所の点検等を実施する。

エ 学区域の見直し

児童数の増加が予想されるため、地域と市立学校との結びつきを維持しながらも、指定校変更に関して柔軟な対応を図る。

オ 豊かな放課後の居場所づくり

(7) すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるよう、学童保育と放課後子ども教室の在り方、充実した活動場所の提供について検討する。

(8) コミュニティ・スクールにおける放課後子ども教室のビジョンを構築し、学校の教育内容と系統性のある放課後の過ごし方について研究する。

(4) 教員の研修と働き方改革

ア 校内研修と教員の研修の充実

(7) 全ての教員が今日的な教育課題に対応するため、教職経験や職層に応じた教員の実践的指導力及び必要とされる能力を高める研究・研修の充実を図る。

(8) 児童・生徒がICT機器を有効活用し、一人一人の認知の特性や習熟の程度に応じた授業が実践できるよう、大学等と連携した最新かつ実践的な研究の充実を図る。

イ 教員の働き方改革

(7) 出退勤システムを活用して勤務時間の見える化を図り、在校時間の適切な把握と意識改革の推進を図る。

(8) 中学校部活動指導員等を派遣し、中学校での部活動指導のアウトソーシングを推進する。

4 「生涯学習」と「文化・スポーツの振興」

(1) 誰もが生涯学習に親しむ環境づくり

ア 0歳から始まる生涯学習

乳幼児とその保護者を対象とした学習メニューの提供をはじめ、子ども・青少年の居場所や体験機会の提供など、「0歳から始まる生涯学習」の支援に努める。

イ 人生100年時代を楽しむ生涯学習の推進～子どもから高齢者まで～

子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも学び合えるよう「人生100年時代を楽しむ生涯学習」の環境づくりに向けて、図書館・公民館・スポーツ施設等で各種施策の充実に取り組むとともに、市内の関係機関等と連携し、学びの推進を図る。

ウ 共生社会における生涯学習の推進

誰もが自分の状況に応じた学習に取り組めるよう、学習と交流活動

の推進を図るとともに、障がいの有無、年齢、性、国籍などに関わりなく、互いに理解し、尊重し合える社会の実現に向けて、各種講座や教室、交流機会の充実を図る。

エ 「新しい日常、新しい生活様式」を踏まえた学びの推進

ウィズコロナへの移行を見据え、誰もが、いつでも、どこからでも安心して学習に参加できるよう、ICTを活用しながら多様な学習機会や学習情報を提供するとともに、学習の場の充実を図る。

(2) 地域と共につくる生涯学習

ア 学校・地域が連携した生涯学習活動の推進

市内の全公立小中学校において「コミュニティ・スクール」制度の導入とともに「地域学校協働活動」に取り組み、子どもたちの放課後の居場所づくりの充実に向け、学校と地域が連携した生涯学習活動の推進を図る。

イ 学びの継続と成果の活用の推進

市民が学習の成果を活かし、また身近な人や地域のために還元できるよう、学習成果の発表や活用機会の充実を図る。

ウ 地域団体や学校との連携による学びの推進

社会教育関係団体、スポーツ団体及び大学やNPO法人など、地域の豊かな活動主体の活動を支援するとともに、連携を通じて市民の多様な学習ニーズに応じた学習機会の充実を図る。

エ 郷土の歴史や芸術・文化に親しむ機会の充実

史跡や文化財及び郷土芸能をはじめとした数多くの郷土資源を活用し、伝統文化や芸能の継承をはじめ、郷土文化に親しむ機会づくりの充実に努める。

(3) 生涯学習のネットワークづくり

ア 支援者の人材育成とコーディネート機能の充実

地域で生涯学習活動を支える地域人材の育成を図るとともに、活動をけん引するリーダーの育成に努める。また、施設の相互利用など、近隣市との交流・連携や、友好都市と文化交流など、市外との広域連携の推進を図る。

イ 社会教育施設等の活用の推進

図書館や公民館、スポーツ・レクリエーション施設などの既存の社会教育施設等の有効活用を図り、施設・設備の適切な維持管理、整備充実に努める。また、生涯学習に関する情報の収集及び発信などの生涯学習センター機能の整備の推進を図る。

ウ 情報発信・相談体制の充実

生涯学習に関する必要な情報が手軽に入手できるよう、情報発信場所や発信方法の工夫と充実を図る。また、市民や団体の、様々な学習や生活上の不安・悩みの解決に向けて、気軽に相談できる体制づくりを推進する。

教育目標・教育施策 新旧対照表

令和5年度	令和4年度	備考
<p style="text-align: center;">小金井市教育委員会の教育目標</p> <p>教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。</p> <p>また、教育には、一人一人の子供が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。</p> <p>小金井市教育委員会は、このような考え方に立って、「<u>いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市</u>」の実現を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">令和<u>5</u>年度教育施策</p> <p>省略</p> <p>1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成</p>	<p style="text-align: center;">小金井市教育委員会の教育目標</p> <p>教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。</p> <p>また、教育には、一人一人の子供が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。</p> <p>小金井市教育委員会は、このような考え方に立って、「<u>みどりが萌える・子どもが育つ・絆を結ぶ小金井市</u>」の実現を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">令和<u>4</u>年度教育施策</p> <p>省略</p> <p>1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>前文</p> <p>本文</p> <p>前文</p> <p>本文</p>

(1) 人権教育の推進

ア 人権教育に係る教員研修の実施

(7) 人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して相互に尊重し合い共存できる平和で豊かな社会を実現するため、全教員が「小金井市子どもの権利に関する条例」及び「小金井市男女平等基本条例」を理解し、教育活動全体を通じた組織的・計画的な人権教育推進体制を構築する。

(4) 省略

イ いじめ防止対策推進条例の周知と運用

(7) 省略

(4) 誰もが性別に関わりなく個人として対等に尊重され、一人一人に自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保される男女平等社会の実現を目指した教育を推進させる。

(2) 思いやりや公共心の育成

ア いじめ・不登校に関する対策

(7) 児童・生徒が抱える多様化・複雑化した課題の解決に向け、魅力ある学校づくりを進めるとともに教員の資質向上を図る。さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した組織的な相談体制を一層充実させ学校の教育相談機能の向上を図る。

(4) 不登校及び不登校傾向児童・生徒一人一人の状況改善に向け、個々のニーズを把握して対応できるよう、校内支援体制の強化を図る。また、個人指導ファイルを作成・活用し、不登校対策会議等において改善に向けて協議し、専門家からの見解も踏まえ、学校へ指導・助言する。

(1) 人権教育の推進

ア 人権教育に係る教員研修の実施

(7) 人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して相互に尊重し合い共存できる平和で豊かな社会を実現するため、全教員が「小金井市子どもの権利に関する条例」を理解し、教育活動全体を通じた組織的・計画的な人権教育推進体制を構築する。

(4) 省略

イ いじめ防止対策推進条例の周知と運用

(7) 省略

(4) 誰もが性別に関わりなく個人として対等に尊重され、一人一人に自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保される男女平等社会の実現を目指した教育を推進する。

(2) 思いやりや公共心の育成

ア いじめ・不登校に関する対策

(7) 児童・生徒が抱える多様化・複雑化した課題の解決に向け、教員の資質向上を図る。さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した組織的な相談体制を一層充実させ学校の教育相談機能の向上を図る。

(4) 不登校及び不登校傾向児童・生徒一人一人の状況改善に向け、不登校支援員の派遣等、校内支援体制の強化を図る。また、個人指導ファイルを作成・活用し、不登校対策会議等において改善に向けて協議し、専門家からの見解も踏まえ、学校へ指導・助言する。

イ 体験活動・ボランティア活動の充実

(7) 協力して役割を果たす大切さを考える集団宿泊活動、社会の一員である自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考えるボランティア活動、自然や動植物を愛し大切にする心を育てる森林体験等の自然体験活動の充実を図る。小金井市気候非常事態宣言を受けての取組「ハチドリプロジェクト」において、児童・生徒が自分にできる取組を考え実践させる。

(4)、(5) 省略

ウ 省略

2 「個性」と「創造力」の伸長

(1) 省略

(2) 特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の充実

ア 省略

イ 特別支援教育の推進

(7) 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の理解促進を図り、学校において「すべての人が幸せにくらせる「まち」を創るためのハンドブック」を活用した授業を実施させる。

(4) すべての教員が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童・生徒に対する組織的な対応を図るため特別支援教育研修会を充実する。

(5) 省略

3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

イ 体験活動・ボランティア活動の充実

(7) 協力して役割を果たす大切さを考える集団宿泊活動、社会の一員である自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考えるボランティア活動、自然や動植物を愛し大切にする心を育てる自然体験活動の充実を図る。持続可能な開発目標と関連付けた学習活動において、児童・生徒が自分にできる取組を考え実践する。

(4)、(5) 省略

ウ 省略

2 「個性」と「創造力」の伸長

(1) 省略

(2) 特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の充実

ア 省略

イ 特別支援教育の推進

(7) 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の理解促進を図り、学校において「すべての人が幸せにくらせる「まち」を創るためのハンドブック」を活用した授業を実施する

(4) すべての教員が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童・生徒に対する組織的な対応を図るため特別支援教育研修会を充実させる。

(5) 省略

3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

(1) 確かな学力の確立

ア 個を伸ばす授業改善と学力向上

(ア) 省略

(イ) 「主体的・対話的で深い学び」を目指し、対話のある授業や探究的な授業を展開し、児童・生徒の実態に応じた柔軟な指導を推進するために、日々の授業を振り返り、授業改善推進プランを改定する。

イ 省略

(2) 健康・食育の推進

ア 体育・健康・安全教育の充実

(ア)、(イ) 省略

(イ) 自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うため、安全教育に加え、家庭・地域・医師会・関係機関と連携した、がん教育、救命講習、薬物乱用防止教室、生命(いのち)の安全教育を実施させる。

(エ)、(オ) 省略

イ、ウ 省略

(3) 信頼される学校づくりの推進

ア コミュニティ・スクールの推進

(ア)、(イ) 省略

(イ) 学校の教育活動を積極的に保護者や地域に公開するとともに、学校評価の結果に基づいた学校運営の改善及び結果の公表を図り、透明性の高い学校運営を推進させる。

イ、ウ、エ、オ 省略

(4) 省略

4 「生涯学習」と「文化・スポーツの振興」

(1) 確かな学力の確立

ア 個を伸ばす授業改善と学力向上

(ア) 省略

(イ) 「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業を展開し、児童・生徒の実態に応じた柔軟な指導を推進するために、日々の授業を振り返り、授業改善推進プランを改定する。

イ 省略

(2) 健康・食育の推進

ア 体育・健康・安全教育の充実

(ア)、(イ) 省略

(イ) 自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うため、安全教育に加え、家庭・地域・医師会・関係機関と連携した、がん教育、救命講習、薬物乱用防止教室を実施する。

(エ)、(オ) 省略

イ、ウ 省略

(3) 信頼される学校づくりの推進

ア コミュニティ・スクールの推進

(ア)、(イ) 省略

(イ) 学校の教育活動を積極的に保護者や地域に公開するとともに、学校評価の結果に基づいた学校運営の改善及び結果の公表を図り、透明性の高い学校運営を推進する。

イ、ウ、エ、オ 省略

(4) 省略

4 「生涯学習」と「文化・スポーツの振興」

(1) 誰もが生涯学習に親しむ環境づくり

ア 省略

イ 人生100年時代を楽しむ生涯学習の推進～子どもから高齢者まで～

子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも学び合えるよう「人生100年時代を楽しむ生涯学習」の環境づくりに向けて、図書館・公民館・スポーツ施設等で各種施策の充実に取り組むとともに、市内の関係機関等と連携し、学びの推進を図る。

ウ 省略

エ 「新しい日常、新しい生活様式」を踏まえた学びの推進

ウィズコロナへの移行を見据え、誰もが、いつでも、どこからでも安心して学習に参加できるよう、ICTを活用しながら多様な学習機会や学習情報を提供するとともに、学習の場の充実を図る。

(2) 地域と共につくる生涯学習

ア 学校・地域が連携した生涯学習活動の推進

市内の全公立小中学校において「コミュニティ・スクール」制度の導入とともに「地域学校協働活動」に取り組み、子どもたちの放課後の居場所づくりの充実に向け、学校と地域が連携した生涯学習活動の推進を図る。

イ、ウ、エ 省略

(3) 生涯学習のネットワークづくり

ア 省略

(1) 誰もが生涯学習に親しむ環境づくり

ア 省略

イ 人生100年時代を楽しむ生涯学習の推進～子どもから高齢者まで～

子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも学び合える「人生100年時代を楽しむ生涯学習」の環境づくりに向けて、図書館・公民館・スポーツ施設等をはじめ、市内の関係機関等と連携し、学びの推進を図る。

ウ 省略

エ 「新しい日常、新しい生活様式」を踏まえた学びの推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を受けて、これまでのような形式での講座・教室の開催が難しくなる中、誰もが、いつでも、どこからでも安心して学習に参加できるよう、ICTを活用しながら多様な学習機会や学習情報を提供するとともに、様々なニーズに合わせた学習の場の充実を図る。

(2) 地域と共につくる生涯学習

ア 学校・地域が連携した生涯学習活動の推進

市内の全公立小中学校において「コミュニティ・スクール」制度の導入や「地域学校協働活動」に取り組み、子どもたちの放課後の居場所づくりの充実に向け、学校と地域が連携した生涯学習活動の推進を図る。

イ、ウ、エ 省略

(3) 生涯学習のネットワークづくり

ア 省略

イ 社会教育施設等の活用の推進

図書館や公民館、スポーツ・レクリエーション施設などの既存の社会教育施設等の有効活用を図り、施設・設備の適切な維持管理、整備充実に努める。また、生涯学習に関する情報の収集及び発信などの生涯学習センター機能の整備の推進を図る。

ウ 省略

イ 社会教育施設等の活用の推進

図書館や公民館、スポーツ・レクリエーション施設などの既存の社会教育施設等の有効活用を推進し、施設・設備の整備充実を図る。また、生涯学習に関する情報の収集及び発信などの生涯学習センター機能の整備の推進を図る。

ウ 省略

小金井市の教育スローガン

笑顔いっぱい、わくわくいっぱい

「笑顔」いっぱいのところには、一人一人を大切に作る空気があります。

「わくわく」いっぱいのところには、一人一人が生きる真の学びがあります。

一人一人のその人らしさが、最大限生きる教育環境を整えます。

議案第5号

小金井市公民館企画実行委員の委嘱について

小金井市公民館条例第21条に定める小金井市公民館企画実行委員(第27期)を、同条例第22条の規定に基づき別紙のとおり委嘱する。

令和5年2月14日提出

小金井市教育委員会

教育長 大熊 雅士

(提案理由)

第27期小金井市公民館企画実行委員においては、令和4年12月31日付け解嘱に伴い1人の欠員が生じていた。当該欠員を補充するために新たに小金井市公民館企画実行委員を委嘱する必要があることから、本案を提出するものであります。

別 紙

第27期小金井市公民館企画実行委員名簿（欠員補充）

任期：令和5年3月1日から

令和6年7月20日まで

館名	氏 名	立候補・推薦団体等	備 考
公民館貫井北分館	尾上 エミ子	立候補	新任

議案第5号資料

第27期小金井市公民館企画実行委員（欠員補充）概要

- 1 人数 1人（女性、新任）
- 2 任期 令和5年3月1日～令和6年7月20日
- 3 男女別数 男性16人（53.3%）、女性14人（46.7%）
- 4 平均年齢等 平均66.4歳（男性70.6歳、女性61.6歳）
最高年齢 84歳
最低年齢 38歳

年代別男女別人数

	男性	女性	合計
30歳～39歳	0人	1人	1人
40歳～49歳	1人	3人	4人
50歳～59歳	0人	1人	1人
60歳～69歳	5人	5人	10人
70歳～79歳	8人	3人	11人
80歳以上	2人	※1人	3人
合計	16人	14人	30人

※ 今般の被委嘱者は、80歳以上が1人です。

- 5 新任・再任別 新任 15人（50%） 再任 15人（50%）

令和4年度 働き方改革キャンペーン月間のまとめ

1 目的

1か月あたりの時間外在校時間が80時間を超える教員をゼロにする。

学校教育の質の向上を図るには、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいをもつことができる環境を確保する必要がある。教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

2 期間

令和4年11月1日（火）～30日（水）の1ヶ月間

3 内容

- (1) 教員の勤務時間を出退勤システムにより客観的に把握し、教員が時間を意識した仕事を行う契機とした。
- (2) 長時間労働という働き方を改善することで、ワーク・ライフ・バランスの実現を果たしていくことの大切さを、管理職から教員に対し機会を捉え伝えた。

4 方法

1ヶ月間教員が出退勤システムで自身の勤務時間管理をした。出張及び土日休日の学校への出勤についても、在校時間に含めた。

5 対象

市立小・中学校の全教員（非常勤教員等を除く・臨時的任用教員を含む）

6 対象数（対象者 414人）

小学校計 281人 中学校計 133人 合計 414人

※ 産休育休中、病休中等の教員は除く

7 結果

1か月あたりの時間外在校時間が80時間を超える教員は6.8%

※昨年度の働き方改革キャンペーン時の調査では7.7%

8 3年間の時間外在校時間比較（11月分）

(1) 教員全体

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1か月あたりの平均	43時間49分	44時間42分	44時間24分
80時間を超える教員数	34人	32人	28人
80時間を超える教員の割合	8.1%	7.7%	6.8%

(2) 小学校

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1か月あたりの平均	38時間54分	41時間36分	43時間13分
80時間を超える教員数	7人	12人	13人
80時間を超える教員の割合	2.6%	4.2%	4.6%

(3) 中学校

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1か月あたりの平均	54時間54分	51時間28分	46時間52分
80時間を超える教員数	27人	20人	15人
80時間を超える教員の割合	22.7%	15.4%	11.3%

(4) 副校長

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1か月あたりの平均	61時間45分	67時間35分	57時間50分
80時間を超える教員数	3人	4人	1人
80時間を超える教員の割合	21.4%	28.6%	7.1%

9 まとめ

本市の働き方改革の評価指標である「時間外在校時間80時間を超える教員の割合」が昨年度7.7%から0.9ポイント減って6.8%であった。また、教員全体の平均時間外在校時間が18分減った。これは、各校の各種働き方改革の取組によるものであると考え、中でもペーパーレスの推進などICTを活用した取組は今年度の特徴的な部分であると言える。今後も引き続き、各学校において、校長のリーダーシップのもと教員業務分担の見直しとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現を果たしていくことの大切さを校長から教員に機会を捉え伝えていくなど意識の醸成が重要である。

なお、時間外在校時間80時間を超える教員が市全体で28人いることや中学校の時間外在校時間が比較的多いことなどが課題であり、個々の状況を踏まえ働き方改革の取組の更なる充実を図っていく。

教育委員会の今後の日程

令和5年2月14日

会 議 名	日 時	場 所
小金井第一小学校 創立150周年記念式典	2月17日(金) 午後2時	小金井第一小学校
中学校卒業式	3月17日(金) 午前	各中学校
小学校卒業式	3月24日(金) 午前	各小学校
令和5年 第3回教育委員会定例会	3月28日(火) 午後1時30分	801会議室
総合教育会議	3月28日(火) 午後3時	801会議室
退職校長・副校長の市長への挨拶	3月31日(金) 午後2時15分	庁議室
新補・転補校長辞令伝達式 及び市長への挨拶	4月3日(月) 午後3時15分	庁議室
小学校入学式	4月6日(木)	各小学校
中学校入学式	4月7日(金)	各中学校
令和5年 第4回教育委員会定例会	4月11日(火) 午後1時30分	801会議室
東京都市町村教育委員会連合会 第1回常任理事会・理事会	4月28日(金) 午前10時・11時	東京自治会館
令和5年 第5回教育委員会定例会	5月9日(火) 午後1時30分	801会議室